

連絡先 中部運輸局自動車技術安全部
整備課 山口、河野
TEL 052-952-8042

不正車検を行った指定自動車整備事業者の取消処分

中部運輸局は、車検時に車台番号を確認せず保安基準適合証を交付したなどの道路運送車両法に違反した下記事業者に対し、指定自動車整備事業の指定の取消処分を行いました。

1 事業者及び事業場の氏名又は名称

事業者 株式会社谷口リテール販売

事業場 Dr. Driveイオンモール明和SS（三重県多気郡）

2 行政処分の内容（処分年月日 令和7年3月28日）

- (1) 指定自動車整備事業の指定の取消し
- (2) 自動車検査員の解任命令（1名）

3 主な違反の概要

- (1) 車台番号を確認せず適合証を交付した（782台）
（道路運送車両法第94条の5第1項違反）
- (2) 検査員が車台番号を確認せず適合証に証明した
（道路運送車両法第94条の10違反）

【用語解説】

「指定自動車整備事業」（いわゆる「民間車検場」）とは、自動車特定整備事業者からの申請により、検査設備を有するなど一定の要件を満たした場合に地方運輸局長から指定を受けて行う事業であり、当該事業者が交付する保安基準適合証を提出することにより、国への現車提示を行わずに車検手続が行うことができます。

「自動車検査員」とは、指定自動車整備事業者で車検手続を行う自動車が保安基準に適合しているかどうかの検査を行う者であり、一定の要件を満たした者から指定自動車整備事業者が選任するものです。

【参考】

道路運送車両法（抜粋）（昭和26年6月1日法律第185号）

（保安基準適合証等）

第94条の5 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。ただし、第63条第2項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。

- 4 第1項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、国土交通省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。